

議会案第1号

階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、地方自治法第112条第1項及び階上町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出します。

令和7年6月13日提出

提出者	階上町議会議員	大江和夫
賛成者	階上町議会議員	百目木和俊
賛成者	階上町議会議員	小松雅彦
賛成者	階上町議会議員	小坂正年

階上町議会議長 長根岩夫 殿

階上町議会会議規則の一部を改正する規則

階上町議会会議規則(昭和62年階上町議会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第50条の次に次の1条を加える。

(発言の通告及び順序)

第50条の2 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

第51条の見出し中「要求」を「通告をしない者の発言」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「会議において発言しようとする者」を「発言の通告をしない者が発言しようとするとき」に、「起立」を「挙手」に改め、「

自己の議席番号を告げ」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

第61条第3項及び第4項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



提案理由

会議における事前の発言通告について、所要事項を定めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

第 120 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

▽階上町議会会議規則

(議案の提出)

第14条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。

2 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。